

生物遺伝資源提供同意書

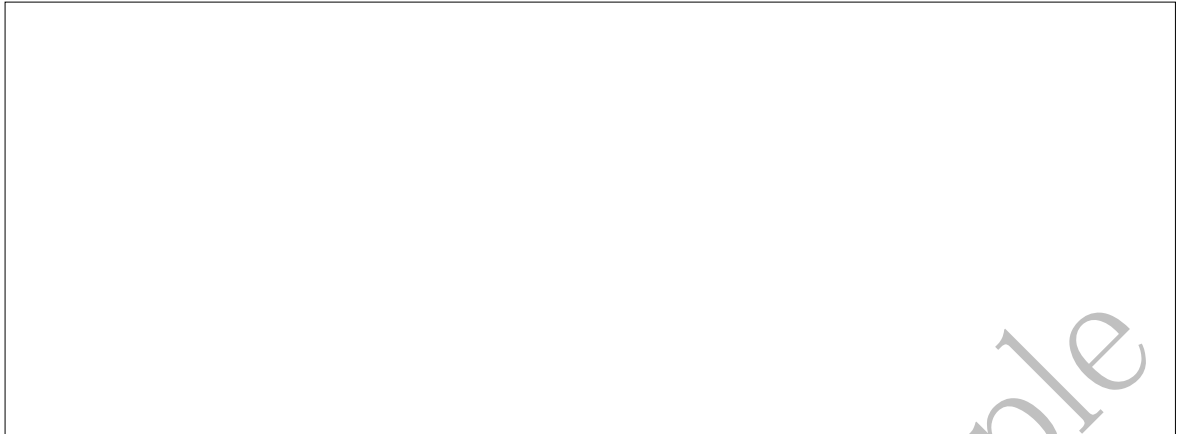
国立研究開発法人理化学研究所脳神経科学研究センター ナショナルバイオリソースプロジェクト ゼブラフィッシュプロジェクト中核機関（National BioResource Project, Zebrafish, Core Institution : NZC、以下「NZC」という）と\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）は、NZCが利用者により寄託されたリソース

\_\_\_\_\_（由来する産物を含むものとする。）を提供するにあたり、次の事項に同意する。

1. NZC は、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の提供を行っている。
2. ① 利用者は、本件リソースを、次の研究課題に利用する。  
研究課題名： \_\_\_\_\_  
②利用者が本件リソースを上記と大幅に異なる研究課題に使用するときは、事前に NZC に連絡する。
3. 利用者は、本件リソースを、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）に直接使用してはならない。

4. 利用者は本件リソースの利用にあたってカタログに掲載されている次の条件を遵守する。



5. 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は、NZC から提供されたことを明示する。また、その発表の写しを NZC へ送付する。NZC は、事業の成果としてそれを公表することができる。
6. 利用者は提供にあたって発生する経費を負担することを原則とする。
7. 本件リソースは、利用者と 2 項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の機関内で同一の課題の範囲内でのみ利用することができる。ただし、NZC および寄託者の承諾なしに、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的所有権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。ただし、NZC から依頼があった場合には、第三者への本件リソースの提供に協力しなければならない。
8. 本同意書は、本件リソースに関する商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与えるものではない。

9. 利用者は、本件リソースの使用、保管または処分が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって対応する。
10. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
11. 本件リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱われなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。また、本件リソースを国外で利用する場合は当該国の法令及びガイドラインに等に従うものとする。
12. 本件リソースの提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。
13. 利用者が本同意書に違反したとき、NZCは、以後、利用者による本件リソース及びNZCの他のリソースの利用を停止することができる。
14. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書 2 通を作成し、NZC、利用者それぞれ 1 通を所持する。

NZC

年 月 日

機 関 名 : 国立研究開発法人理化学研究所 脳神経科学研究センター  
ナショナルバイオリソースプロジェクト  
ゼブラフィッシュプロジェクト中核機関

住 所 : 埼玉県和光市広沢 2-1

プロジェクト責任者 : 国立研究開発法人理化学研究所 脳神経科学研究センター  
理研名誉研究員、客員主管研究員  
岡本 仁 印

MTA 責任者 : 研究基盤開発部門長 上口 裕之 印

利用者 年 月 日

機 関 名 :

住 所 :

機 関 長 : 印

担当研究者

職 :

氏 名 : 印